

# 特定化学物質の取扱量 集計結果(令和3年度 吉見町)

物質区分 1: 第1種指定化学物質 2: 第2種指定化学物質 3: 県規則で定める物質

単位: kg

物質区分	物質番号	物質名	報告数		取扱量		使用量	製造量	取り扱う量
				順位		順位			
1	53	エチルベンゼン	3	4	8,900	10	2,400	0	6,500
1	80	キシレン	6	1	308,900	2	8,000	0	300,900
1	186	ジクロロメタン(別名 塩化メチレン)	1	9	1,300	15	0	0	1,300
1	296	1,2,4-トリメチルベンゼン	4	3	214,200	4	1,200	0	213,000
1	297	1,3,5-トリメチルベンゼン	3	4	10,500	9	2,600	0	7,900
1	300	トルエン	5	2	763,900	1	22,720	0	741,200
1	304	鉛	1	9	1,200	16	1,200	0	0
1	309	ニッケル化合物	1	9	700	19	700	0	0
1	333	ヒドラジン	1	9	800	18	800	0	0
1	392	ノルマル-ヘキサン	2	6	258,000	3	0	0	258,000
1	400	ベンゼン	2	6	46,000	6	0	0	46,000
1	448	メチレンビス(4,1-フェニレン)=ジイソシアネート	1	9	3,000	12	3,000	0	0
3	5	塩化水素(塩酸を含む)	1	9	14,000	8	14,000	0	0
3	6	塩素	1	9	110,000	5	110,000	0	0
3	21	硝酸	1	9	1,100	17	1,100	0	0
3	33	ニ-ブトキシエタノール	1	9	2,200	13	2,200	0	0
3	35	メタノール	1	9	3,500	11	3,500	0	0
3	37	メチルエチルケトン(別名 MEK)	1	9	2,000	14	2,000	0	0
3	41	硫酸(三酸化硫黄を含む)	2	6	42,900	7	42,900	0	0
合計			—	—	1,793,100	—	218,320	0	1,574,800

※1 取扱量について

取扱量=使用量+製造量+取り扱う量

使用量 : 事業所において事業活動に伴い使用した量

製造量 : 事業所において製造した量

取り扱う量: 事業所は自ら使用せず、卸売り・小売り等をするために、事業所において貯蔵所や容器に移し替えた量

※2 その他

本集計表の取扱量等の各欄を縦・横方向に合計した数値は、合計欄の値と異なる場合がある。

報告件数および取扱量の網掛け部分は、上位5物質である。